

【特定住宅リフォーム補助の取扱いについて】

R2.10

【断熱性能向上リフォーム工事関係】

はじめに、補助対象となるリフォーム工事は、自ら居住する既存の住宅で行う、次の内いずれかに該当する工事。

- ① すべての居室の窓のシングルサッシを二重サッシにするか、単層ガラスをペアガラスに改修する工事。なお、二重サッシとペアガラスのサッシを使い分けることもできる（縁側、倉庫、物置、車庫のほか普段使用しない部屋は除くことができるが、改修する場合は補助対象となる）。
- ② すべての居室の外気に面するすべての壁に断熱材を新たに設置するか、すべての居室の床に断熱材を新たに設置する工事（縁側、倉庫、物置、車庫のほか普段使用しない部屋は除くことができるが、改修する場合は補助対象となる）。
- ③ すべての屋根又は小屋裏に断熱材を新たに設置する工事。

【取扱いの細部】

1 離れはどのような扱いになるか。

- A：建築基準法で不可分と扱われる離れの建物については、母屋と一体として扱う。
なお、「すべての居室」の解釈は、最低限、母屋についてのみ行えば補助対象とする。しかし、その後、離れについて、申請することはできない。
可分と扱われる場合は、それぞれの建物について、それぞれの居住者が申請することができる。

2 国、県又は市の他の制度の補助、融資等（以下、他の補助制度という）と併用できるか。

- A：他の補助制度の対象となる経費として申請する場合、その部分について佐久市の断熱性能向上リフォーム工事の補助制度（以下、市の断熱補助金制度という）の対象とすることはできない。

例：シングルサッシを二重サッシにする工事を家全体で5箇所行う場合において。

他の補助制度	市の断熱補助金制度
5箇所申請	補助対象にできる箇所なし
3箇所申請	左記を除いた2箇所が補助対象にできる※
申請しない	5箇所が補助対象にできる

※他の補助制度と市の断熱補助金制度の両方を使った工事を同時に施工（契約）する場合、他の補助制度によって断熱性能を向上させる予定がある部分については、市の断熱補助金制度の可否の審査の際に、「既に断熱化済みである部分」として扱うことができる。ただし、市の断熱補助金制度の申請の際に、他の補助制度の内容や工事の計画を詳細に伝え、工事完了時には他の補助制度の補助金等を受けたことを証明できる書類や、施工箇所の写真等を提出する必要がある。

3 資材店舗が施工する場合も対象となるか。

A：資材店舗の工事部門の改修も補助対象である。なお、交付決定前の契約及び着手は認められないことに注意が必要である。

4 一部の部屋がすでに二重サッシになっている場合はどうなるか。

A：この場合、残りの居室すべてにおいて二重サッシなどにする場合は、今回工事をする部分についてのみ補助対象となる。なお、すでに二重サッシになっている箇所について、過去に佐久市の断熱性能向上リフォーム補助金の交付を受けている場合、今回工事は補助金の申請はできない（同一住宅について1回限り）。

5 区分所有のマンションは対象になるのか。

A：区分所有のマンション（分譲マンション）は補助対象となる。なお、賃貸マンションは補助対象とならない。

6 「断熱性能向上リフォーム工事」は木造建物以外でも対象になるのか。

A：「断熱性能向上リフォーム工事」は、木造建物以外でも補助対象となる。

7 玄関ドア、勝手口ドアは対象となるか。

A：玄関ドア、勝手口ドアは補助対象とならない。

ただし、玄関ドア、勝手口ドアのガラスのみを単板ガラスから複層ガラスへ交換する場合は対象とする。なお、欄間についても同様の扱いとする。また、欄間について、サッシ枠交換も対象とする。

2階部分でベランダへ出る為の開き戸と引き戸（H=1800～2000）は対象とする。

8 一戸建て住宅に賃貸で居住している人（借主）が申請できるか。

A：一戸建てであっても、賃貸住宅は対象外であり申請できない。

9 既存の二重のアルミサッシを二重の樹脂サッシに改修する場合は対象となるか。

A：既に二重サッシとなっている場合は補助対象とならない。

- 10 サッシをやめて壁面（断熱材入）とする場合は対象となるか。
- A：新たに壁となる部分を含め、居室のすべての外壁に断熱材を施工する場合は補助対象となる。また、既存の壁すべてに既に断熱材が設置されていれば、新たに壁となる部分の壁の断熱材設置は補助対象となる。なお、仕上げ工事は従前が開口部だった部分についてのみが補助対象となる。
- 11 既存サッシに断熱フィルムを施工する場合は対象となるか。
- A：断熱フィルムは、補助対象とならない。
- 12 トタン屋根を瓦にする場合は対象となるか。
- A：通常の維持修繕工事の範囲であり、補助対象とならない。
- 13 既存複層ガラスを Low-E 複層ガラスに改修する場合は補助対象となるか。
- A：既存が複層ガラスであれば補助対象とはならない。
- 14 夫婦二人暮らしや高齢者で主生活が限られた居室しか使用しない場合、その居室のみの改修で対象となるか。
- A：居室の定義は継続して人が使用する部屋である。普段は物置になっている部屋などの改修は任意であり、この例の場合は補助対象となる。
- 15 防火・準防火地域内における二重サッシの外付けの場合で網入りガラスにする場合の補助対象部分はどこまでか。
- A：サッシを二重化にする際に、その部分が準防火地域などの延焼の恐れのある範囲にあることにより、必要となる網入りなどにする費用についても補助対象となる。
- 16 既存のシングルサッシをすべて撤去して二重サッシにする場合の補助対象部分はどこまでか。
- A：この例の場合、既存の撤去・処分、新たな窓枠、二重サッシ全体の工事費が補助対象となる。

17 既存のシングルサッシをすべて撤去して、ペアガラスのサッシにする場合の補助対象部分はどこまでか。

A：既存のサッシ全体を撤去してペアガラスのサッシにする場合は、既存の撤去費、窓枠工事、ペアガラスのサッシ設置費が補助対象となる。

- ・サッシ開口寸法を大きくする場合

既存サッシ開口を大きくする為の解体工事・サッシ下地等の木工事は対象としない。

既存サッシ撤去・処分費、サッシ取付費、木枠工事費、大きくなったサッシ本体は対象とする。

- ・サッシ開口寸法を小さくする場合

既存サッシ撤去・処分費、サッシ取付費、木枠工事費、小さくなったサッシ本体は対象とする。

なお、新たに壁となる部分の取扱いは、10のとおり。

- ・サッシ開口位置を移動する場合

サッシ開口位置を移動する為の工事費（設置する壁の解体工事、従前のサッシ部分を壁にする為の木工事、内外装工事）は対象としない。

既存サッシ撤去・処分費、サッシ取付費、木枠工事費、サッシ本体は対象とする。

18 サッシの二重化で、新たに障子調ガラスのサッシを取り付ける場合は補助対象になるか。

A：障子調ガラスのサッシは補助対象となる。

19 古い木製ガラス戸の場合の取り扱いについて

A：既存の古い木製ガラス戸の内側又は外側に新たにサッシを取り付ける場合、二重サッシ化として補助対象となる。

古い木製ガラス戸の内側又は外側に既にサッシが取り付けられており、この古い木製ガラス戸を撤去し、新たにサッシを取り付ける場合も補助対象とする。

20 サッシの二重化で、内側に障子を取り付ける場合は補助対象となるか。

A：障子は補助対象とならない。

21 「断熱性能向上リフォーム工事」で気密性が上がるために必要な換気設備工事は対象となるか。

A：換気設備は補助の対象とはならない。

22 断熱材の厚さ等の補助対象の最低基準はあるか。

A：現状で断熱材が設置されておらず、新たに設置すれば補助の対象となる。

23 所得税の特別控除を受けるための、省エネ基準との整合は必要か。

A：所得税の特別控除を受けるためには、一定の省エネ基準を満たす必要があるが、これを満たしていない「断熱性能向上リフォーム工事」も補助対象となる。
なお、この基準を満たしているかどうかの証明を市が行うことはできない。

24 「断熱性能向上リフォーム工事」でアパートの1室にオーナーが居住している場合は対象となるか。

A：オーナーが居住する1室については補助対象となる。オーナーが隣の部屋に転居しても、同一建物について1回限りであるから、次は補助対象とならない。

25 鋼板屋根に遮熱塗料を塗るリフォームは対象となるか。

A：屋根に遮熱塗料を塗る塗装工事は、補助対象とはならない。

26 壁に新たに断熱材を設置する場合で、外装仕上げ材がモルタル仕上げだったものを、サイディング仕上げにする場合の補助対象部分はどこまでか。

A：この例の場合、既存の撤去処分費、断熱材の設置費、内外装の復旧費とも補助対象となる。

27 外壁の外断熱用の断熱材入りサイディングを設置するリフォームは対象となるか。

A：既存で断熱材が設置されておらず、ウレタンフォームなどと同等の断熱性能を有する断熱材が同時に設置されれば補助対象となる。(断熱材とサイディングの一体型資材でも可)

28 社宅は補助対象となるか。

A：会社の従業員のための宿舎は補助対象とならない。

29 サッシ改修と同時に行う網戸は補助対象となるか。

A：網戸は補助対象とならない。

30 今回、開口部の断熱を行い、次回、壁等の断熱を行う場合すべて補助対象となるか。

A：同一住宅において、耐震改修促進リフォーム工事と断熱性能向上リフォーム工事はそれぞれ1回のみである。この例の場合は、最初の開口部の断熱リフォーム工事は補助対象になるが、次の壁等の断熱リフォーム工事は補助対象とならない。

31 所得証明書と納税証明書について詳細は。

A：前年の所得を証明する必要がある。ただし、前年の所得が分かる所得証明書がとれるのは本年の6月からであるため、それ以前（1月から5月まで）に申請する場合は、最新の所得証明書に合わせて、給与所得のみの場合は前年分の源泉徴収票の写しを、それ以外の収入がある場合は前年分の確定申告書の写しを添付すること。

【本年1月1日時点で佐久市以外に居住していた方が該当】

所得証明書及び納税証明書の発行が佐久市役所で行えない場合、前居住区の公的機関で発行された所得証明書及び納税証明書を提出すること。

32 床暖房設備は補助対象となるか。

A：床暖房設備は補助対象とならない。

33 小窓も断熱化しなければならないか。

A：開口面積が0.5㎡以内の開口部は、断熱化するか否かは任意である。

34 「断熱性能向上リフォーム工事」で下請けに出す場合の取り扱いはどうなるか。

A：発注先は市内業者に限っているが、これは発注先が当然に施工することを前提にしている。このため、下請けに施工させる場合は当然にその者も市内業者に限る。

35 展示場のみを佐久市内に保有する市外業者の行う工事は補助対象外となる。

36 サンプルルームに面したサッシの改修は任意となる。

37 三重以上のサッシにする工事は補助対象とならない。

38 食事と調理を行う台所もしくはダイニングキッチンが居室扱いとし、調理のみ行う台所、キッチンについての改修は任意とする。

39 市で紹介できる業者はあるか。

A：業者の紹介については、建築住宅課では行っていない。
なお、商工会議所では、業者の紹介を行っている。

40 床下に断熱材を設置する場合の補助対象範囲について。

A：補助対象

- ・断熱材の設置費【材工。断熱材を取付けるための雑材料（金物、栈木等）含む】
- ・既存の床を撤去して断熱材を設置する場合の床材（フローリング等の仕上材、合板等の下地材）の撤去・処分費
- ・合板等の下地復旧費【材工】

補助対象外

- ・床組改修費【構造材等（大引き・根太等）の撤去処分・設置費】
- ・新規床材の設置費【フローリング等の新規仕上げ材工】

41 屋根の断熱材設置の補助対象範囲について。

A：補助対象

- ・断熱材の設置費【材工。断熱材を取付けるための雑材料（金物、栈木等）含む】

42 壁に断熱材を設置する場合の補助対象範囲について。

A：外部から断熱化を行う工事（断熱材裏打ちサイディング貼り、外断熱工法等）と、内部から断熱化を行う工事（内壁を解体撤去のうえ、壁内に断熱材を敷設する等）を同一工事で行う場合、どちらも補助対象として扱ってよい。

43. 自己の居住する住宅を、自営業者（申請者）が施工する場合

A：補助対象となる工事箇所における材料費のみ対象内とし、申請時に工事全体の見積書とともに材料費購入金額の見積書を提出し、また実績報告時に材料を購入した際の領収書を提出してもらう。

※自営業者（申請者）が行う施工手間や諸経費等は対象外としたい。

44. 断熱化されていない既存の建物を一部減築し、新たに壁となる部分を断熱化する。また、減築する部分の窓を新たに壁となる部分に移動し断熱化した場合補助対象となるか。

A：減築による新たに壁となる部分の取扱について

減築による新たに壁となる部分を含めて、居室のすべての外壁に断熱材を施工する場合は補助対象となる。但し、減築による新たに壁となる部分の壁の断熱材設置費は補助対象とするが、既存部分の撤去処分費・内外装の復旧費・壁の新設費は補助対象外とする。（通常の壁の断熱化補助対象範囲は、項目 26）

A：減築する部分の窓を新たに壁となる部分に移動し、断熱化した場合の取扱について 項目 17 とおなじ（通常の移動と同じ扱いとする）

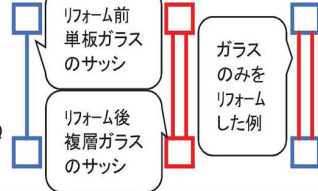
佐久市 断熱リフォーム補助金の事例別取扱規定

リフォーム前	リフォーム後	補助金対象の可・不可
		可
		可
		可
		可
		新設サッシ2組のうち一方のみ可 既存サッシの撤去処分費は可
		「既存ガラスの撤去処分費と新設ペアガラス(①)」または「新設サッシ(②)」の一方のみ可
		不可 【経過措置】 ただし、平成29年度中の申請は可とする
		不可 【経過措置】 ただし、平成29年度中の申請は可とする

リフォーム前	リフォーム後	補助金対象の可・不可
		不可
		不可
		不可
		不可
		不可
		不可
		不可

【凡例】

- リフォーム前を示す
- リフォーム後を示す
- ※古い木製建具の取扱いは別途Q&Aに定めている



【耐震改修促進リフォーム工事関係】

はじめに、補助対象となるリフォーム工事は自ら居住する既存の住宅で行う、リフォームで次の様な場合に限ります。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建て木造住宅で、事前に市が実施する精密耐震診断を行い、その結果、耐震改修を行う必要があると判断され、建築士の設計による耐震補強工事を新たに実施する場合に限ります。また、「耐震改修促進リフォーム工事」の補助対象は、筋交いや耐震壁等を設置した部分以外の同一室内外の美観を維持する上で必要な、床、壁、天井及び外壁などの仕上げ工事です。それ以外の、設備工事や通常の維持修繕工事は補助の対象にはなりません。

【取扱いの細部】

1 既存浴室の壁に筋交いを施工する際、ユニットバスへ改修する工事はすべて補助対象となるか。

A：「耐震補強工事」の補助対象は筋交いの設置に必要な既存の最低限の壁の撤去費と筋交いの設置費及び復旧費であり、これと同時にを行うユニットバス工事は補助対象とならない。

2 「耐震改修促進リフォーム工事」において、使い勝手上的変更は「耐震補強工事」と一体的の工事とみなされるか。（引き違いを開き戸へ変更する、照明器具の数を増やす等）

A：これらの工事は通常のリフォームであり、当然に必要と認められないこの例のような工事は補助対象とならない。

3 「耐震補強工事」で壁面等に断熱材を入れた場合、「耐震改修促進リフォーム工事」と「断熱性能向上リフォーム工事」との優先順位はどうなるのか。

A：筋交いを入れる部分に従前から断熱材が施工されていた場合は、「耐震補強工事」の復旧費用となり、従前の「耐震補強工事」の補助対象である。「耐震改修促進リフォーム工事」は、耐震改修工事と一体的な美観維持のために必要な工事であり、筋交いを入れる部分も含めて新たに断熱材を設置する場合の費用は、ほかの居室についてもすべて断熱材を設置する場合に限り「断熱性能向上リフォーム工事」の補助対象となる。

4 「耐震補強工事」と「耐震改修促進リフォーム工事」において、従前は畳だった床をフローリングにする場合は対象となるか。

A：畳をフローリングで改修する場合も、同程度の品質であれば補助対象となる。

但し、「耐震補強工事」部分については、その都度、長野県と協議して決めることになる。

5 既存部分の「耐震補強工事」と共に、今回棟続きの増築工事を行う場合は、「耐震補強工事」と「耐震改修促進リフォーム工事」の対象となるか。

A：増築部分は補助対象とならないが、既存部分が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、その後、増改築等が行われていなければ、既存部分の「耐震補強工事」と「耐震改修促進リフォーム工事」は補助対象となる。

【共通事項】

1 申請者となれる者は誰か。

A：断熱性能向上リフォーム工事は居住している者の誰かが申請することができる。

この場合の所得制限は申請者についてのみで判断する。

耐震改修促進リフォーム工事は住宅の所有者が申請することができる。この場合の所得制限は申請者についてのみで判断する。

2 現地確認はするののか。

A：交付申請がされたら、申請対象の現状を確認する。実績報告があったら申請通りに工事がされているか確認する。なお、壁、床、小屋裏などへの断熱材設置についても同様だが、リフォーム終了後、隠ぺいされる部分については、工事期間中に現地確認を行うこともある。

3 転勤していて、空き家になっている住宅は対象となるか。

A：自ら居住している必要があり、空き家は補助対象とならない。

4 セカンドハウスは対象になるののか。

A：自ら居住している住居が対象となるので、住所をおいていないセカンドハウス（別荘）は補助対象とならない。

5 見積書の値引き金額の扱いは按分するののか。

A：複数の補助項目がある場合などは、値引き金額を各項目で按分する必要がある。

6 内訳書の単価の根拠は会社単価でもよいか。

A：会社の社内単価でもよいが、実勢価格と乖離していない必要がある。

7 機器の取り外し、移設、復旧は対象内、機器の更新に係る金額は対象となるか。

A：「耐震補強工事」、「断熱性能向上リフォーム工事」を行うのに当然に必要な機器の一時撤去で、既存の機器をそのまま使用する場合は、撤去費及び再設置費は補助対象となる。機器を更新して新規の機器にする場合は、既存の撤去費は補助対象となるが、既存の処分費、新規の設置費用及び製品代は補助対象とならない。

8 受付の順番はどうなるのか。

A：受け付ける段階で、申請書類をチェックし、不備がなければその順番で受付する。不備があれば、受付できないので、その次の不備がない申請書類を先に受け付けることになる。
なお、受付後、申請内容に虚偽等が見つかるなどして、交付決定にならない場合は、次の順番の申請が繰り上がりで受付になる。

9 業者が代理で申請する場合は委任状が必要か。

A：申請書の住所・氏名は申請者の自書で本人の捺印とする。なお、委任状は不要である。

10 対象の住宅の相続が済んでいない場合、居住者が申請できるか。

A：断熱性能向上リフォーム工事は、自己の居住する住宅であれば申請できるが、あくまでも自分や同居している者以外に所有権を主張する者がいないことが前提である。このため、相続手続きがなされていない住宅を申請する場合は、相続手続きを完了させてから申請するか、確約書（将来、他の相続人が所有権について意義を申し立てた場合において、すべて申請者において問題を解決する旨を明記したもの。（実印を押印し、印鑑証明書付））と相続関係説明図（相続人全員の関係が分かるもの）の添付が必要である。

耐震改修促進リフォーム工事は住宅の所有者が申請することができる。

11 「耐震改修促進リフォーム工事」と「断熱性能向上リフォーム工事」を別の時期に行い、申請することはできるか。

A：今年「耐震改修促進リフォーム工事」を、来年「断熱性能向上リフォーム工事」をそれぞれ申請することは可能である。なお、時期をずらして同一年度に申請することも可能である。但し、年度末の3月までに工事が完了し、実績報告書を提出する必要があることに注意が必要である。

12 設計費用は補助対象となるか。

A：設計費用や各種申請手続き費は補助対象とはならない。